

奈良県自主防犯パートナーシップ制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県内で自主防犯活動を行う自主防犯活動団体に活動支援を行おうとする事業所（以下「支援事業所」という。）と、活動支援を求める自主防犯活動団体との連携をサポートし、自主防犯活動に取り組める環境を整備し、県内の自主防犯活動の健全な発展及び地域の防犯力向上を図り、街頭犯罪を未然に防止し、もって安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自主防犯活動団体

自主防犯活動を行うことを目的に、自主的に構成された団体であり、次の全てを満たすものをいう。

ア 活動拠点が奈良県内にある団体であること。

イ 構成員が5人以上であり、かつ、その過半数が県内に在住し、在勤し、又は在学している者で構成されている団体であること。

ウ 別添の「防犯活動メニュー」に基づき、自主防犯活動を少なくとも月1回以上、かつ、1年以上継続して実施することができる団体であって、当該メニューの各項目の点数の合計が7点以上となる団体であること。

(2) 自主防犯活動

防犯を目的とした継続的・計画的に行う無償（交通費、食事代、材料費その他の費用弁償程度のもの支給する場合を含む。）の活動であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 奈良県警察本部長から「青色防犯パトロールを適正に行うことが出来る旨の証明書」の交付を受け、専ら地域の防犯のために、青色回転灯を装備した自動車を使用して行う自主防犯パトロール活動

イ 徒歩、自転車等による街頭犯罪の発生を抑止するための自主防犯パトロール活動

ウ 子どもの安全を確保するため、通学路、公園等において子どもの安全を見守る活動

エ 地域の防犯のために行う防犯広報・啓発、あいさつ・声掛け運動その他地域の絆を生む活動、環境浄化活動、危険箇所点検活動等

(3) 活動支援

自主防犯活動団体が支援事業所等に対して求める活動の支援をいい、その種類は、次に掲げるものとする。

ア 支援事業所に関するもの

(ア) 金銭的支援

青色パトロール車の燃料費、啓発行事等の開催費、啓発物品購入費、ボランティア保険の保険料その他の自主防犯活動団体の運営に必要な経費の全部又は一部の負担

(イ) 物的支援

防犯ベスト、横断幕、のぼり旗、啓発物品等の貸し出し又は提供

(ウ) 場所・人的支援

啓発行事等開催等に使用する場所の貸し出し等又は啓発行事等に対する人
的支援

イ 県に関するもの

奈良県知事が委嘱した「安全・安心まちづくりアドバイザー」等を派遣して
の講習会の開催、自主防犯活動区域内の点検とホットスポット（犯罪が起きや
すい場所）の診断又は自主防犯活動の参考となる防犯情報若しくは資料の提供

（県の役割等）

第3条 県は、活動支援を求める自主防犯活動団体を募集し、第2条各号に該当することを確認した団体を自主防犯活動団体として登録し、その団体名、活動場所、連絡先及び第2条第3号ア(7)から(9)までに掲げる支援を求める内容等を県のホームページ等に掲載し、県内事業所等に対し広く活動支援の周知・募集を行うほか、第2条第3号イに掲げる支援を行う。

2 県は、本制度に関し、自主防犯活動団体と事業所等との間で実施される活動支援に関する内容の紛争若しくは処理又は自主防犯活動団体若しくは事業所等が第三者に与えた損害に関し、何ら責任を負わないものとする。

（登録申請）

第4条 活動支援を求める自主防犯活動団体は、団体の概要、支援を求める事項等を明記した奈良県自主防犯パートナーシップ登録申請書（様式1）を県に提出し、登録のための必要な確認を受けなければならない。

（登録要件）

第5条 自主防犯活動団体として登録しようとする団体は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

(1) 支援を求める内容が自主防犯活動団体の運営又は活動に関するものであ
り、営利又は私的な目的ではないこと。

(2) 連絡、調整等の窓口となる代表者又は担当者が定められていること。

2 前項の規定にかかわらず、県は、自主防犯活動団体として登録しようとする団体が公序良俗に反する活動を行い、又は行うおそれがある等の理由により、登録することが適当ないと認められる場合（別紙1に該当する場合をいう。）は、自主防犯活動団体として登録しないことができる。

（審査及び登録決定通知）

第6条 県は、第4条の規定による申請を受理したときは、この要領の定めに従い必要な確認を行い、適当であると認め登録を決定した場合は奈良県自主防犯パートナーシップ登録決定通知書（様式2）により、自主防犯活動団体へ通知するものとする。

2 県は、前項の規定による確認をした場合において、不適当と認め登録しないときは、奈良県自主防犯パートナーシップ不登録決定通知書（様式3）により、当該団体へ通知するものとする。

（登録の変更・取消申請）

第7条 自主防犯活動団体は、登録内容に変更が生じた場合又は登録内容の取消しを希望する場合は、登録内容の変更の場合にあっては奈良県自主防犯パートナーシップ変更申請書（様式4）を、登録内容の取消しの場合にあっては奈良県自主防犯パートナ

ーシップ取消申請書（様式5）を、県に提出するものとする。

（取消通知）

第8条 県は、前条の規定による申請により登録を取り消した場合は、自主防犯活動団体にその旨を文書で通知するものとする。

（活動支援の決定方法）

第9条 活動支援を求める自主防犯活動団体と活動支援を申し出る事業所等は、双方協議の上、活動支援内容について決定するものとする。

（受援報告）

第10条 本制度により事業所等から活動支援を受けた自主防犯活動団体は、活動支援を受けた内容を奈良県自主防犯パートナーシップ活用報告書（様式6）により県に報告しなければならない。

（活動実態調査）

第11条 県は、自主防犯活動団体から提出された奈良県自主防犯パートナーシップ登録申請書（様式1）、奈良県自主防犯パートナーシップ不登録決定通知書（様式3）に記載された内容その他の事項の確認のため、自主防犯活動団体に対し、隨時に、関係書類の提出を求めること、その他本制度に基づく活動支援状況についての実態調査を行うことができる。

（登録の抹消及び支援の打ち切り）

第12条 県は、自主防犯活動団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消し、又はその支援を打ち切ることができる。

- (1) 第2条及び第5条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第5条に規定する別紙1に該当する場合に該当することとなったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、支援を受け、又は支援を行ったことが判明したとき。

2 県は、前項の規定により登録を抹消し、又は支援を打ち切った場合は、当該団体に対して奈良県自主防犯パートナーシップ取消通知書（様式7）により通知するものとする。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成31年3月11日から施行する。